

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年9月14日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆指定基金健全化計画承認基準の改正等について◆

平成22年9月8日付で厚生労働省通知が発出されましたのでご連絡致します。
今般発出された改正の内容は平成22年7月22日付のパブリックコメント
募集手続き時のものと同内容であり、主な内容は以下のとおりとなります。

□ 発出された通知

- ✓ 「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第一百七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認について」の一部改正について（平成22年9月8日付年発0908第2号）

□ 改正の概要

- ✓ 別紙をご参照ください。

以上



● 改正の概要

- ✓ 健全化計画の提出期限が指定年度の2月末に延長となります。(現行：12月末)
- ✓ 解散の方向性について代議員会の議決後、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課との協議を経た上で、解散の認可に必要な手続きの準備に着手している基金であっても指定基金の対象になります。(現行：当該基金は指定基金の対象から除外)
- ✓ 3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回った基金については一旦指定基金に指定され、指定年度の12月末時点で回復(純資産額が最低責任準備金の9割以上)したことが確認された場合、当該積立状況を示す書類を2月末までに提出することにより、指定が解除される取扱いとなります。(現行：3事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の9割を下回ったとしても、健全化計画の期首に回復する見込みがあれば指定基金の対象から除外)
- ✓ 健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回りは、「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りについての直近の過去5事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか」となります。(現行：厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り)

● 概略

